

神石高原町中高一貫教育推進組織設置要綱

(設置)

第1条 広島県立高等学校学則並びに神石高原町学校管理規則の規定により、神石高原町における中高一貫教育を推進することを目的として、神石高原町中高一貫教育推進組織（以下「推進組織」という。）を設置する。

(連携校)

第2条 神石高原町中高一貫教育連携校（以下「連携校」という。）は、次のとおりである。

○中学校

- ・神石高原町立神石高原中学校
- ・神石高原町立三和中学校

○高等学校

- ・広島県立油木高等学校

(組織等)

第3条 中高一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、神石高原町教育委員会（教育長・学校教育課長・調整監）、連携校校長(3)、小学校校長代表(1)、事務局役員（事務局長・事務局次長・庶務）(5) で組織する。

2 推進委員会に委員長1名、副委員長3名を置く。

3 委員長は、神石高原町教育委員会教育長があたり、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、連携校校長があたり、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

5 推進委員会は、委員長が招集する。

6 推進委員会の事務は、事務局において処理する。

第4条 中高一貫教育校長会（以下「校長会」という。）は、連携校校長及び神石高原町教育委員会（担当者）で組織する。

2 校長会に会長1名を置く。

3 会長は、高校校長があたり、会務を総括する。

第5条 中高一貫教育事務局会（以下「事務局会」という。）は、連携校の教頭(3)、連携校の連携担当者(若干名)、神石高原町教育委員会（担当者）で組織する。

2 事務局会に事務局長1名、事務局次長2名、庶務（会計・広報）2名を置く。

3 事務局長は、高校教頭があたり、会務を総括する。

4 事務局次長は、中学校教頭があたり、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は、その職務を代理する。

5 庶務は、高校連携担当者代表と神石高原町教育委員会担当者代表があたり、所掌事務を分掌する。

第6条 中高一貫教育担当者会（以下「担当者会」という。）は、3つの柱の部会（「確かな学力の育成」部会、「健全な心身の育成」部会、「未来を拓く生徒の育成」部会）で組織する。

2 「確かな学力の育成」部会に各教科の小部会を必要に応じて置く。

3 「健全な心身の育成」部会に部活動部会、生徒会部会、行事部会の小部会を置く。

- 4 「未来を拓く生徒の育成」部会に総合的な学習部会、生徒指導部会、進路指導部会の小部会を置く。
- 5 各小部会とも必要に応じて部会を開催する。
- 6 小部会の中で、神石高原町教育研究会（教科部会・教科外部会）と連携できるものは、必要に応じて連携していく。

第7条 推進委員会及びそれに付随する各会・会議において、それぞれの長が必要に応じて、関係団体並びに関係者を招集することができる。

（所掌事項）

第8条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 中高一貫教育の推進に関すること。
- (2) 推進委員会組織に係る各会の運営推進、総括に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

第9条 校長会は、次の事項を所掌する。

- (1) 中高一貫教育に係る教育課程に関すること。
- (2) 事務局会の運営推進、総括に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

第10条 事務局会は、次の事項を所掌する。

- (1) 推進委員会の原案作成に関すること。
- (2) 担当者会の運営推進、総括に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

第11条 担当者会は、次の事項を所掌する。

- (1) 各担当者会の活動計画、研究、総括に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

（会 計）

第12条 本会の経費は、県費及び町費をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

（委 任）

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は推進委員長が別に定める。

付 則 この会則は、平成26年6月5日から施行する。